

「つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業」の委託に関する企画提案募集要領

宮崎県が実施する「令和7年度「つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 事業の目的

本業務は、定時制・通信制高校に「生徒相談支援員」を配置し、生徒に対して教育相談の業務の一部を担うと共に、キャリア支援事業を実施する中で、自己の生き方や在り方を見つめ、職業観を育む取組を推進し、定時制・通信制高校の一層の充実と活性化に資することを目的とする。

2 事業の概要

別紙 つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業仕様書 のとおり。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託契約額の上限

4, 893, 587円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 単体企業（特定非営利活動法人を含む）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画書等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

6 スケジュール（予定）

- 令和7年2月14日（金） 実施公告
令和7年2月28日（金） 企画提案競技への参加申込期限 午後5時まで（必着）
令和7年2月28日（金） 質問受付期限 午後5時まで（必着）
令和7年3月 7日（金） 企画提案書提出期限 正午まで（必着）
令和7年3月21日（金） 審査結果通知

7 企画提案競技への参加申込

（1）提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出先

13の場所

（3）提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

（4）提出書類

企画提案競技参加申込書（別紙2）

（5）その他

郵送、FAX又は電子メールにより企画提案競技参加申込書（別紙1）を受け付けた場合には、県教育庁高校教育課から電話にて確認の連絡を行うので、申込み日2日後以降（土曜日、日曜日を除く。）までに連絡がない場合には、県教育庁高校教育課に問い合わせること。

8 企画提案書等の提出

別紙「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

（1）提出期限

ア 持参する場合

令和7年3月7日（金）正午までに13の担当課に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、令和7年3月7日（金）正午まで（必着）に下記提出先に到達するように送付すること。

（2）提出先

13の場所

（3）留意事項

ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙2）により、下記担当課宛にFAX又は電子メールで、令和7年2月28日（金）午後5時まで（必着）に提出すること。
- (2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にFAX又は電子メールにて回答するものとする。

10 審査の実施

(1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・ 本事業の実施に必要な組織運営体制
- ・ 本事業に類似した業務実績の有無
- ・ 企画提案内容
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

(2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

11 契約の締結

(1) 契約締結の手続について

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

精算払とする。ただし、県との協議によって概算払とすることもある。

12 その他留意事項

当該業務については、宮崎県の令和7年度当初予算が議決された場合のみ事業化されるため、この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

13 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第一担当（担当：串間）

所在地 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 県庁3号館3階

電話 0985-26-7033（直通）

FAX 0985-26-0721 E-mail kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp